



危害・危険情報

令和5年5月19日  
生活文化スポーツ局

## 道路交通法の基準に適合しない

# 「電動アシスト自転車」を使わないようにしましょう

電動アシスト自転車は、重い荷物を載せた時や、上り坂などでの運転が楽になるなど、便利な製品です。一方、道路交通法に定めるアシスト比率（人がペダルを踏む力とモーターによる補助力の比）の基準を超えているのに「電動アシスト自転車」と称して販売されている製品が度々確認されており、警察庁や独立行政法人国民生活センターなどでは注意喚起を行っています。



基準に適合していない「電動アシスト自転車」で道路を走行すると**法令違反**となり、運転者が罰則の対象となります。また、**運転時の急発進や急加速など、事故につながる危険**もあります。

### 確認しましょう

電動アシスト自転車を購入する際には、下記リンク先のアシスト比率のテスト結果等を参考にするほか、「型式認定のTSマーク<sup>\*1</sup>」を目安にする等、**道路交通法に適合していて道路走行が可能かどうかを確認**しましょう。

また、アシスト比率が**道路交通法の基準に適合しないことが疑われる製品を持っている場合は、使用を控えて、購入先や事業者へ確認**しましょう。購入先と連絡が取れない場合など、困ったときには、「消費者ホットライン<sup>\*2</sup>」や最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

<sup>\*1</sup> 「型式認定のTSマーク」は、電動アシスト自転車として道路交通法に適合していると国家公安委員会から型式認定※を受けたものに貼付できます。※型式認定を受けるのは任意。

<sup>\*2</sup> 「消費者ホットライン」は、全国共通の電話番号で、188番（局番なし）に電話すると、地方公共団体が設置している最寄りの消費生活相談窓口案内されます。

#### ◎参考

- ・「電動アシスト自転車」と称し販売された製品でも、道路交通法の基準に適合しない場合は道路の通行をやめましょう！－まずは、お持ちの銘柄を確認しましょう！－  
独立行政法人 国民生活センター(令和5年4月19日)  
[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230419\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230419_1.html)
- ・「道路交通法の基準に適合しない「電動アシスト自転車」と称する製品について」  
警察庁(令和5年4月19日)  
[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/20230419motor\\_assisted\\_bicycle.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/20230419motor_assisted_bicycle.pdf)
- ・商品テスト結果「折りたたみ電動アシスト自転車の安全性」  
東京暮らしWEB(平成26年3月11日)  
[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/azen/test/bicycles\\_press.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/azen/test/bicycles_press.html)

詳しくはこちらをご覧ください。



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>



問合せ先

東京都生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課  
電話 03-5388-3055